

【様式1】

倉敷市立連島東小学校学校 いじめ問題対策基本方針

令和3年4月 策定

いじめに関する現状と課題

- ・人権意識や友達を思いやる気持ち、物を大切にする気持ちが薄く、一部の児童では自身の気持ちの不安定さが人を傷つける言動やいじめの問題に発展することがあった。また、友達に対して乱暴な言葉遣いや行動を行うことがある。また、特定の児童に不特定多数の児童が悲しい思いをさせてしまう事例もあった。学期毎に定期的な教育相談を実施するとともに、毎週行う情報交換会において、各クラス・学年の状態の情報共有を行い指導に当たるよう取り組んでいる。
- ・SNSやネット接続ができる携帯端末（スマホ等）の利用に関しては、昨年度も高学年でグループづくりや無断の画像アップ等の問題が発生して、全体指導や個別指導を行った。SNSやネットは校内にとどまらない問題発生の恐れもあり、予断を許さない状況にある。
- ・現在、生徒指導主事を中心としたいじめの把握や未然防止の取組を行っているが、継続的な教職員研修の充実や児童への指導や保護者への働きかけが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。日々の充実した学習の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

<重点となる取組>

- ・発達障害や特別支援が必要な児童への理解と指導法の向上を図る。
- ・保護者、地域住民、関係機関との連携を密にし、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- ・道徳の授業やPBISの取組を通して、児童の自己肯定感を高めるとともに、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ・インターネットやSNSなどに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、保護者への働きかけや研修、児童へのモラル教育を推進するなどして問題の発生を未然に防ぎながら、迅速な対応に努める。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・PTA総会で学校の人権やいじめ問題に対する基本方針の説明をし、保護者との協力・連携を図る。また、PTA人権教育研修会、人権参観日、学級懇談、教育講演会などを通して、いじめ問題に関わる意見交換や啓発に努める。
- ・主任児童委員、学校評議員、スクールカウンセラーとの連携を行い、校外での生活についての情報収集、助言、見守り依頼など、いじめの早期発見、解決に向けた連携を図る。
- ・PC・携帯電話・スマートフォン・携帯ゲーム端末など、ネットワーク接続ができる機器によるインターネット上のいじめに対する研修を保護者対象に行う。

学 校

いじめ対策委員会

<いじめ対策委員会の役割>

- ・いじめ防止基本方針を作成し、それに基づいた取り組みの年間計画を策定する。また、いじめの事例に対する対応を行う。

<いじめ対策委員会の開催時期>

- ・学期に1回を原則とするが、事例発生の場合には随時開催する。

<いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・職員会議で全職員に対して報告をする。事後の経過などについては、毎週金曜日に開催している生徒指導報告会の中で定期的に報告する。

<いじめ対策委員会の構成メンバー>

- ・校外
主任児童委員、学校評議員、PTA会長、スクールカウンセラー
- ・校内
校長、教頭、教務、生徒指導主事、人権担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、各学年生徒指導担当、各学年人権教育担当

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・倉敷児童相談所

<連携の内容>

- ・養護相談 心身障害相談 育成相談

<学校側の窓口>

- ・校長、教頭、教務、生徒指導主事、担任
養護教諭

<連携機関名>

- ・倉敷少年サポートセンター

<連携の内容>

- ・非行 いじめ 犯罪被害 学校問題等

<学校側の窓口>

- ・校長、教頭、教務、生徒指導主事、校外補導担当、担任

<連携機関名>

- ・水島警察署

<連携の内容>

- ・非行 いじめ 犯罪被害 学校問題等

<学校側の窓口>

- ・校長、教頭、教務、生徒指導主事、校外補導担当、担任

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>(人権教育の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権旬間を設定し、いじめについて考える取り組みを通して、いじめを生まないよう人権意識を高める。 <p>(人間関係作り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ペア学年やたてわり班など異学年での交流活動などの取り組みを通して、自己有用感が感じられるようにして、よりよい人間関係づくりを図る。 <p>(職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童の特性に関する情報交換会、職員研修を行う。 <p>(情報教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話、スマートフォンなど情報機器に関する諸問題について、全学年で1時間以上の指導を行う。
	<p>(教育相談の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前の生活についてのアンケート調査、学期ごとに教育相談を実施し、児童の様子を把握し、いじめへの早期発見・対処を図る。 <p>(情報交換会の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童の様子で、いじめにつながるような気になることがあった場合には、週一度の児童情報交換会の場で情報の共有を図り、職員全員が共通理解した上で対応を行ふ体制を整える。 <p>(家庭との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学級懇談、個人懇談などで、子どもの様子などについての情報収集を行い、いじめの早期発見に努める。
	<p>(いじめの確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。 <p>(いじめへの対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。 <p>(いじめへの対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事実にかかる情報と関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。 <p>(いじめた児童への指導・対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめを行った児童へは、いじめは絶対に許されない行為であることや相手の心身への影響などを示し、いじめをやめさせ、その再発を防止するため毅然とした対処を行う。また、事案の背景を把握し、保護者との協力を得ながらいじめた児童への指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。 <p>(いじめられた児童への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときには、保護者と連携を図りながら、児童が一定期間、別室等において学習を行ったり、カウンセリングを受けたりするなどの措置を講ずる。

倉敷市立連島東小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

会議、委員会等	会議、委員会等	学校が実施する取組		
		② いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 基本方針、指導計画の確認 ○いじめ対策委員会 ○生徒指導推進委員会 ○人権教育推進委員会 ○人権教育研修会 OPTA 総会 ○児童に関する情報交換 (毎週) ○学校公開(いつでも参観)	○学級開き・学級ルールづくり ○なかよし遊び ・異学年交流（異学年交流担当） ○いじめ対策についての説明・啓発 ○人権・いじめ問題に対する基本方針説明 ○気になる児童の情報交換 毎週 (担任、生徒指導)	○学年・学級懇談 ○家庭訪問	○事案発生時、緊急対応会議の開催 (年間通じて) ○対応手順の共通理解
5月	○職員会議	○たてわりそうじ 年間通して ・異学年交流（異学年交流担当）	○QUUの実施 ○学級懇談	
6月	○生徒指導推進委員会 ○教育相談週間 ○いじめをなくす週間 OPTA人権教育研修会 ○人権教育講演会 ○職員会議 ○人権強調旬間 ○学校評議員会 ・いじめ問題に関する意見交換	○いじめ対策についての啓発 ○人権旬間（人権教育担当） ○たてわり遊び ・異学年交流（異学年交流担当）	○いじめの実態把握アンケート (生徒指導・教育相談担当) ○担任による教育相談	○アンケート、教育相談の結果の検討 ・必要に応じて対処(生徒指導推進委員会)
7月	○生徒指導推進委員会 ○人権教育推進委員会		○保護者との懇談	○懇談内容の報告・検討 ・必要に応じて対処(生徒指導推進委員会)
8月	○職員研修 ・ネットモラル(携帯・スマホについて)			
9月	○職員会議 ○人権推進委員会 ○人権参観日 OPTA人権教育研修会	○たてわり遊び ・異学年交流（異学年交流担当） ○リーフェスティバル ・異学年交流（児童会担当）		
10月	(異学年交流) ○生徒指導推進委員会 ○人権教育推進委員会	○いじめ対策についての啓発 ・人権にかかわる授業 ○交流給食 ・異学年交流（異学年交流担当）		○懇談内容の報告・検討 ・必要に応じて対処(生徒指導推進委員会)
11月	○学校評議委員会 ・いじめ問題に関する意見交換 ○人権教育推進委員会		○QUUの実施 ○学級懇談	

12月	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間 ○生徒指導推進委員会 ○職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり遊び <ul style="list-style-type: none"> ・異学年交流（異学年交流担当） ○人権旬間 <ul style="list-style-type: none"> （人権教育担当） 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの実態把握アンケート（生徒指導・教育相談担当） ○担任による教育相談 ○保護者との懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケート、教育相談の結果の検討 ・必要に応じて対処（生徒指導推進委員会） ○懇談内容の報告・検討 ・必要に応じて対処（生徒指導推進委員会）
1月	○職員会議	○いじめ対策についての啓発		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議 ○教育相談週間 ○生徒指導推進委員会 ○PTA人権教育研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり遊び <ul style="list-style-type: none"> ・異学年交流（異学年交流担当） ○交流給食 <ul style="list-style-type: none"> ・異学年交流（異学年交流担当） ・読み聞かせ（異学年交流担当） 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの実態把握アンケート（生徒指導・教育相談担当） ○担任による教育相談 ○学級懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケート、教育相談の結果の検討 ・必要に応じて対処（生徒指導推進委員会）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対応委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討 ○児童に対する情報交換 ○生徒指導推進委員会 ○人権教育推進委員会 ○学校評議委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に関する意見交換 			